

農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用マニュアル
屋外 農薬編

目 次

1 趣旨

2 樹木や草花等の病虫害防除

(1) 病虫害の発生予防

- ア 病虫害等に強い植物を植栽
- イ 通風や日当たりをよく
- ウ 過乾燥や過湿となる場合は、対策を
- エ 温室栽培のときは、開放部に細かい目のネットを設置
- オ 樹木等の根元の踏圧を防止
- カ 肥料をやりすぎない

(2) 病虫害等の生息状況調査等

- ア 早期発見と早期防除
- イ 調査スケジュールと調査項目
- ウ 重点的に防除するべきものをリストアップ
- エ 市民からの通報も有力な情報源

(3) 発生の多い主要な害虫の生態

- ア チャドクガ
- イ アメリカシロヒトリ
- ウ モンクロシャチホコ
- エ ヒロヘリアオイラガ

(4) 農薬を使用しない防除

- ア 捕殺、切除
- イ たいまつによる焼殺
- ウ ブラシ、竹べらなどでの剥ぎ取り
- エ コモ巻き（バンド誘殺）
- オ 雑草の刈り取り抜き取り

(5) 農薬の使用方法

- ア 農薬とは
- イ 農薬の種類
- ウ 散布以外の方法
 - (ア) フェロモン剤による誘引
 - (イ) 農薬の樹幹への注入
 - (ウ) 農薬の塗布
 - (エ) 粒剤の施用
- エ 農薬を散布する防除
 - (ア) 農薬の飛散による他への危害防止のための注意事項
 - (イ) 農薬使用者が守るべき事項
 - (ウ) 農薬の購入と保管・管理
- オ 周辺への配慮と安全対策
 - (ア) 周知
 - (イ) 安全対策
- カ 記録・保存
- キ 子ども等への配慮
- ク 業務委託
- ケ その他の注意事項

農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用マニュアル

(屋外 農薬編)

R5 年 3 月 改正

1 趣旨

本マニュアルは、「名古屋市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基本指針」が策定され、平成20年1月7日から適用されたことを受けて、病害虫等の防除について、農薬を使用しない方法や、やむを得ず農薬を使用する場合の、農薬を使用する者が守るべき事項等について説明し、農薬の適正使用の徹底を図るものです。

2 樹木や草花等の病害虫防除

(1) 病害虫の発生予防

病害虫が発生しなければ、防除の必要もなく、農薬を使用することはありません。日頃から、樹木や草花の健全な生育に心がけ、病害虫が発生しにくい環境づくりをしましょう。

ア 病害虫等に強い植物を植栽

病害虫等に強い、発生の少ない種類（品種）の植物を植栽、栽培しましょう。

強い、発生の少ない種類の例

：イチヨウ、アベリア、カシ類、クロガネモチ、クスノキ、地域の自生種

弱い、発生が多い種類の例

：サザンカやツバキ（チャドクガ）、クチナシ（オオスカシバ）、ソメイヨシノ（オビカレハ、イラガ、アメリカシロヒトリ、モンクロシャチホコ）、品種改良が進んだ園芸種

イ 通風や日当たりをよく

過密な植栽は避け、枝を間引いたり剪定などをして、通風や日当たりをよくしましょう。

高木：少なくとも8～10メートルの間隔を空けましょう。

低木：30～45センチの間隔を空けましょう。（ただし、低木の場合、間隔が広いと雑草が生えやすく、雑草害を受けやすくなります。）

ウ 過乾燥や過湿となる場合は、対策を

植栽、栽培する場所が過乾燥や過湿となる場合は、対策をとるか、植栽を再検討しましょう。

過乾燥対策：敷きわらやバーク堆肥によるマルチング。土壌への有機質堆肥や粘質土の混和。

過湿対策：盛り土。土壌への砂やパーライトなどの混和による土壌改良。暗渠など排水施設の設置。

エ 温室栽培の時は、開放部に細かいネットを設置

温室栽培のときは、開放部に細かい目のネットを設置し、害虫の侵入を防止しましょう。

オ 樹木等の根元の踏圧を防止

直ちに病害虫の発生に結びつくものではありませんが、樹木は伸びた枝先の真下辺りに、養分や水分を活発に吸収する根があります。踏圧を受けることにより、土が固く締め固められ養分や水分の吸収が妨げられます。こうした根を踏圧から守ることによって樹木を健全に育てることができ、病害虫が発生しにくくなります。

カ 肥料をやりすぎない

植物の健全な生育のためには、適切な施肥は欠かせませんが、過度に肥料を与えた場合（特に窒素肥料を多く与えた場合）には、植物は軟弱に育ち、病害虫の被害を受けやすくなりますので、過度の施肥は控えましょう。

（２）病害虫等の生息状況調査等

ア 早期発見と早期防除

病害虫等は、毎年同じ様な場所と時期に発生しやすいものです。管理している樹木等を日常的に観察することにより、早期発見と早期防除につなげましょう。

イ 調査スケジュールと調査項目

あらかじめ、調査スケジュールと調査項目を決めておくと、スムーズに調査が実施できます。

ウ 重点的に防除すべきものをリストアップ

発生により人への危害の可能性が大きいもの、大量発生し樹木にダメージを与えたり、人に不快感を与えるものなど、重点的に防除すべきものをリストアップしておきましょう。

発生により人への危害の可能性が大きいもの

：イラガ、ドクガ、チャドクガ

大量発生するもの

：アメリカシロヒトリ、オビカレハ、イラガ、モンクロシャチホコ



ヒロヘリアオイラガ



オオスカシバ



チャドクガ



アメリカシロヒトリ



モンクロシャチホコ



オビカレハの卵塊

エ 市民からの通報も有力な情報源

市民からの通報も有力な情報源となります。事前に病害虫の見分け方や早期発見の方法をお伝えしておくとい良いでしょう。

いずれにしても、病害虫を早期に発見することは、被害の拡大を防ぎ、防除も省力的かつ経済的に行うことができます。

(3) 発生の多い主要な害虫の生態

樹木によく発生が見られる数種の害虫の特徴等を説明します。写真を掲載してありますので、害虫確認の参考にしてください。

ア チャドクガ

幼虫は黄色又は黒褐色で、白く長い毒毛針がある。幼虫は 2.5 cm ほどに成長する。

幼虫は集団化しているので、捕殺しやすいが、毒毛針には注意が必要。5～6月と8～9月に発生する。

発生しやすい樹木例：ツバキ、サザンカ等

イ アメリカシロヒトリ

幼虫は灰色の長毛で覆われ、側面は淡黄色。3cmほどに成長する。葉を糸でつづり合わせた巣網をつくる。発生は6～9月。

発生しやすい樹木例：サクラ、プラタナス、フウ等

ウ モンクロシャチホコ

幼虫は初め紅褐色だが、成長するに従い紫褐色になり、白い毛が目立つようになる。5cmほどに成長する。8～9月に発生する。

発生しやすい樹木例：サクラ等

エ ヒロヘリアオイラガ

イラガの1種。黄緑色で背面に青い帯が縦に入る。毒棘があるので注意が必要。2cmほどに成長する。6～9月に発生。

発生しやすい樹木例：サクラ、トウカエデ、ケヤキ等（ほとんどの樹木に発生）

（４）農薬を使用しない防除

病害虫の発生が確認されたときは、その施設の管理者が、防除をするかしないか、防除するとしたらどのような方法をとるか、決めなければなりません。

防除をする場合、安易に農薬を使用するのではなく、まず農薬を使用しない防除が可能かどうか検討しましょう。

判断に苦しむときは、人や環境への安全確保を優先して検討しましょう。必要により、本庁担当課や都市農業課が判断の協議に加わります。

ア 捕殺、切除

害虫をピンセットで取り除いたり、病害虫が発生した枝や葉を、高枝切りバサミや剪定バサミなどで切り取り、処理する方法です。また、発生予防として、冬季に、枝先のオビカレハの卵塊やイラガ類の繭（＊）を取り除きます。

なお、毒針や毒毛針のある害虫（イラガやチャドクガ等）の場合は注意して取り除きましょう。

要注意

イラガやチャドクガを始めドクガの中には、卵塊、幼虫、蛹、成虫の全てが毒毛針を持ち、その毛針は飛散しやすく、刺さると、人によっては、何日もかぶれ症状に苦しむことがあります。幼虫の抜け殻にも毒毛針が残っているので注意が必要です。

これらのドクガの発生場所は、防除するまで立ち入り禁止にし、人への被害が発生する前に駆除しておきましょう。

イ たいまつによる焼殺

棒の先に、ぼろ布や雑巾を巻き付け灯油を含ませ、これに火をつけて、モンクロシャチホコやアメリカシロヒトリが小さいうちで、集団でいる時期に焼き殺します。

ポイント

- ・やけどや火災に注意
- ・針葉樹は枝が燃えやすいので、この方法は使わないようにしましょう。
- ・ガソリン使用厳禁

ウ ブラシ、竹べらなどでの剥ぎ取り

樹の幹や枝に寄生しているカイガラムシ類を取り除く方法です。

エ コモ巻き（バンド誘殺）

マツ等の針葉樹に発生するマツカレハの幼虫を駆除する場合に有効な方法です。地面から1 mほどの高さの幹にコモを巻いて、その中に害虫を誘い込み、害虫を処分する方法です。

10月初旬ころまでにコモ巻きし、2月下旬ころにコモをはずし、越冬中の害虫を潰します。

オ 雑草の刈り取り、抜き取り

雑草が繁茂しているところは病虫害の発生源になる可能性があります。こまめに刈り取りましょう。



(5) 農薬の使用方法

I PM（総合的病害虫・雑草管理）の考え方を取入れ、人や環境に与えるリスクを、できるだけ少なくすることを防除の基本としましょう。

農薬は、人や環境にやさしく毒性の低い薬剤を使用するようにしましょう。

ア 農薬とは

農薬とは、農作物等（農作物、樹木、農林産物等、人の管理が及ぶ全ての植物）の栽培管理に使用する薬剤（殺虫剤、殺菌剤、除草剤、植物成長調整剤等）で、農薬取締法により農薬として登録されているものです。

イ 農薬の種類

農薬には、水で希釈して使用する「乳剤」・「液剤」・「水溶剤」・「水和剤」・「フロアブル剤」・「マイクロカプセル剤」、普通はそのまま使用する「粒剤」・「塗布剤」等様々な剤型のものがあります。

成分により、殺虫剤では「有機リン系」・「物理的阻害系」・「ピレスロイド系」・「B T系」などに、殺菌剤では「無機化合物系」・「有機硫黄系」・「ベンゾイミゾール系」・「ジカルボキシミド系」などに分類されます。

ウ 散布以外の方法

農薬を使用する場合でも、農薬が周囲に飛散しにくい方法で防除ができないかまず検討しましょう。以下について、具体的な商品名等は、10項のエー（イ）－a）

で示したホームページで調べるか、緑政土木局都市農業課まで問い合わせてください。

(ア) フェロモン剤による誘引

害虫が異性を誘引するために発散する性フェロモン物質を利用して、おびき寄せたり、繁殖を妨害して防除する方法です。フェロモンはごく微量で害虫を誘引します。

参考例：ウメの害虫コスカシバの雌雄の交信を攪乱し、繁殖を妨害するもの
樹木類の害虫アメリカシロヒトリを誘引して防除するもの

(イ) 農薬の樹幹への注入

樹木の内部に入った害虫を防除するため、樹幹にドリルなどで穴をあけ、その穴から農薬を流し込むものです。

参考例：マツを枯死させるマツノザイセンチュウを防除するもの

(ウ) 農薬の塗布

樹木の幹に害虫が侵入するのを防ぐために、あらかじめ幹に塗布剤（ペンキ状の農薬）を刷毛などを使って塗り防除する方法です。

参考例：クリやカキ等の果樹の幹に食い入る害虫の侵入を防止するもの

(エ) 粒剤の施用

粒状に製剤された農薬を株元に散布する方法で、粒子が大きいため他への飛散が非常に少ない方法です。ただし、雨などによる流出に注意が必要です。

参考例：あらかじめ農薬成分を根から吸収させておいて、この植物の葉を食べた害虫を防除するもの



エ 農薬を散布する防除

水和剤、乳剤、フロアブル剤などの剤型の農薬を水で希釈し、これを噴霧器などで霧状にして散布し、病害虫を防除する場合は、農薬が他に飛散して、人の健康や環境に悪影響を与えないよう以下に留意しましょう。また、農地に隣接する場所で薬剤散布するときは、農作物に薬液がかからないように注意しましょう。農作物に適用のない農薬や許容値以上の農薬が検出されると、その農作物は出荷ができなくなってしまうからです。

(ア) 農薬の飛散による他への危害防止のための注意事項

- a 農薬の散布は、必要最小限のか所に最少限の量を散布しましょう。
- b 風が無風か弱いとき、周囲に人や車両の通行が少ない時間帯を考慮して散布しましょう（風が弱いときとは、風速毎秒3m以下といわれています）。
 - ・風の強さの調べ方
 - ①アルミ製の500mlのビールの空き缶が風で倒れるようなら中止します。
 - ②軽く丸めたティッシュペーパーを胸の高さから落とし、1m以上離れたところに落ちるようなら中止します。
- c 噴霧器の散布圧力を上げすぎないようにしましょう。
- d 飛散し難いノズル《ドリフト低減型ノズル（フォームスプレーノズルなど）》を使用しましょう。
- e ノズルの向きや風向きに注意しましょう。
- f 網目の細かいネットなどで遮蔽して、農薬が他へ飛散しにくくしましょう。

4mm目合のネットでは、散布されて飛散しようとする農薬の50%が、1mm目合のネットでは90%が防げると言われています。

g 低毒性農薬を使用しましょう。

農薬の毒性は、普通物、劇物、毒物の順に高くなります。毒性の低い普通物を優先的に使用するようにしましょう。

h 人に与える影響が低い農薬をなるべく使用するようにしましょう。

BT 剤：バチルスチューリンゲンシス菌が作る殺虫成分で、害虫を防除するもので、人等への毒性は極めて低いと言われています。

IGR 剤：昆虫の正常な成長（脱皮）を阻害して、害虫を防除するもので、人等への毒性は低いと言われています。

合成ピレスロイド剤：除虫菊に含まれる殺虫成分を参考に、化学的に合成された農薬で、人等への毒性は低いと言われています。

i 有機リン系農薬同士の混用は絶対にやめましょう。また、有機リン系農薬同士以外の混用についても原則としてしないようにしましょう。複数の病害虫が発生して混合せざるを得ない場合であっても、これまでに知見のない農薬の組合せの混用はしないようにしましょう。

毒性が高くなったり、薬害が発生したりして、危害が発生する可能性が高まる恐れがあります。

樹木類を対象とした農薬の混用適否表は、例えば、公益社団法人緑の安全推進協会「樹木等の病害虫防除に関する手引き」の混用事例集の中にあります。ただし、利用にあたっては、現時点での農薬登録状況を確認してください。

j 名古屋市全域は、水質汚濁性農薬使用規制地域です。水質汚染に注意しましょう。

農薬の魚毒性は A 類、B 類、B-s 類、C 類、指定農薬（水質汚濁性）の順に高くなります。魚毒性の低い農薬を使用するようにしましょう。特に「魚介類注意」と表示のある農薬は、水辺では使わないようにしましょう。また、A 類、B 類であっても、散布液が川や池、農業用水等に入らないようにしましょう。

（イ） 農薬使用者が守るべき事項

自ら使用するときや他に委託するときも以下に注意しましょう。

〈散布前〉

- a 防除しようとする病害虫と植物に適用のある農薬を使用しましょう。
農薬の適用内容の確認ができるホームページ
「農薬登録情報提供システム（農林水産省）」
<https://pesticide.maff.go.jp/>
- b 農薬に表示されている使用方法、使用上の注意事項を厳守してください。
- c 作業に使用する農業用マスクやゴム手袋、保護メガネ、防除着などの装備は
ふだんから準備しておきましょう。
- d 使用する器具に故障がなく、整備されていることを確認しましょう。特に噴
霧器のホースの接続部分の抜け落ちやパッキンの不良による薬液の噴出がない
ようにしましょう。
- e 子どもや散布に関係のない人が、散布現場に近づかないように配慮しまし
ょう。
- f 不健康な状態の人（睡眠不足、病後、手足に傷がある、皮膚や薬物に敏感、
貧血、肝臓が悪いなど）や極度に疲労している人は、散布作業に従事しないよ
うにしましょう。

〈散布液調整方法〉

- a あらかじめ散布面積などを勘案し、過不足がないように散布液量を調整しま
しょう。
- b 農業用マスクやゴム手袋、保護メガネ、防除着を着用して、農薬を吸い込ん
だり、直接触れたりしないようにして調整しましょう。
- c 乳剤の場合は、原液を少量の水に溶かしてから、水和剤は、粉末を少量の水
でノリ状によく練ってから、徐々に所定量の水を加えながら混ぜて散布液を作
りましょう。

〈散布時〉

- a 帽子、農薬用マスク、ゴム手袋、保護メガネ、ゴム長靴、長袖の上着、長ズ
ボンを着用し、肌の露出をなくし、農薬を吸い込んだり、農薬がかからないよ
うにしましょう。
- b 風向きや風速を考慮して、薬液が他に飛散しないように散布しましょう。
- c 農薬を浴びないように、風下から風上に移動しながら散布しましょう。

- d 長時間にわたる散布は避け、作業中に気分が悪くなったら直ちに散布を中止しましょう。

〈散布後〉

- a もし気分が少しでも悪くなったら、医師の診断を受けましょう（この場合、診断に役立ちますので、使用した農薬名や作業内容を医師に伝えましょう）。

大阪中毒110番 072-727-2499（1年中、24時間対応）

- ・（財）日本中毒情報センターが運営している農薬中毒情報の電話サービス
- ・一般市民が中毒時のとき無料で診断相談サービスを受けられる

- b 体をきれいに洗いましょう。飲酒をひかえて、夜は早めに休みましょう。
- c 作業で使用した衣服や下着などは、きれいに洗濯しましょう。
- d 使用した器具は十分に洗浄し、その洗浄液は下水等に流さず、散布むらのあったところに散布しましょう。
- e 農薬の空きビンや空き袋、不要となった農薬、期限切れ農薬等の処分については、購入先に相談したり、廃棄物処理業者に処理を委託しましょう。委託先が分からない場合は、都市農業課へお訊ねください。

（ウ）農薬の購入と保管・管理

- a 毒物、劇物に指定されている農薬の購入に際しては、薬剤の名称、数量、年月日、氏名、職業、住所等を記載、押印した書面（毒劇物譲受書）を農薬販売者に提出する必要があります。
- b 必要以上の農薬の購入はひかえましょう。
- c 農薬は、盗難・紛失その他誤用のないように、保管庫などに保管し、施錠しましょう。温度・湿度が高くなく、日が当たらない所を保管場所にしましょう。
- d 毒物、劇物となる農薬の保管場所には、「医薬用外」、毒物には「毒物」、劇物には「劇物」の文字を書いておきましょう。またこれら以外の農薬とは区分して保管しましょう。
- e 事故を防ぐため、農薬を飲食物などの容器に移し替えないようにしましょう。
- f 農薬が盗難にあたり、紛失したときは、直ちに警察署に届け出てください。
- g 農薬出納簿で、常に在庫量が分かるように農薬を管理しましょう。

オ 周辺への配慮と安全対策

農薬の使用に際しては、周辺の住民の方々や施設利用者の方々に農薬を散布することを、事前に周知しましょう。事前周知することは、これらの方々に農薬に対する対策をとっていただくためにも非常に重要なことです。

（ア）周知

農薬を散布する場合は、事前（通常は1週間前ほど）に周囲に住んでいる方々などへ十分な周知を行いましょう。近隣に、学校や通学路がある場合は、学校や保護者に向けても連絡しましょう。また、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮しましょう。

周知内容

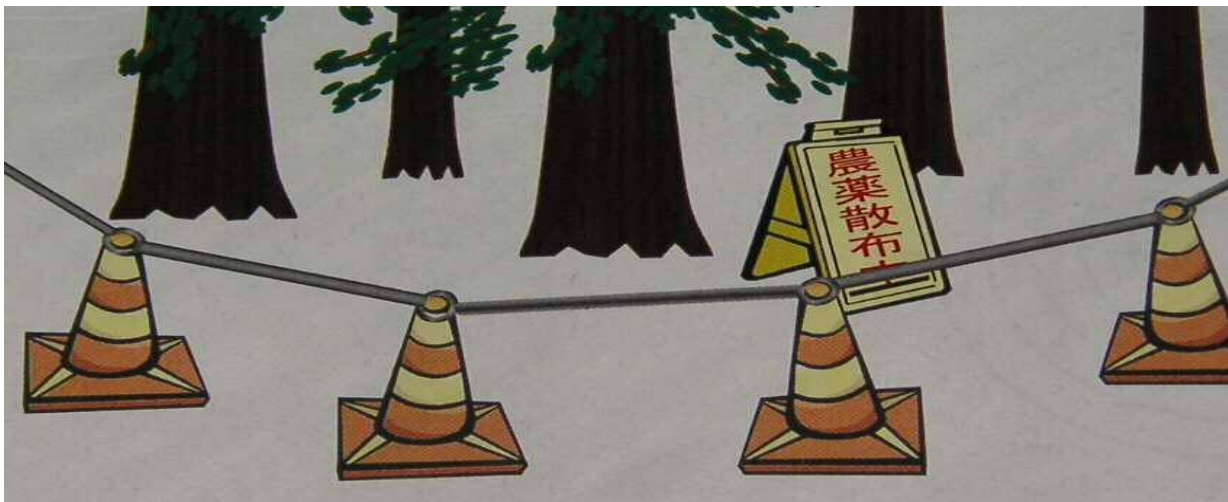
- 農薬散布の目的
- 散布日時
- 散布する農薬の種類
- 注意事項等

別紙の事前の周知例を参考にして、周知しましょう。風速が秒速1m程度で遮蔽物がない条件なら、飛散は50m以下という実験結果もありますので、周知する範囲を決める際の参考にしてください。

（イ）安全対策

散布中や散布後は、必要に応じて、散布区域に人が立ち入らないように、カラーコーンやバー、ロープ等で人止めしたり、散布の看板（別紙の作業中・作業後の周知例を参考に）を立てたりしましょう。

散布後の人止めは、1日（24時間）後までの場合から、数日後までが考えられます。安全を優先し、ケースバイケースで、判断して実施しましょう。



カ 記録・保存

農薬を使用して防除を行った場合は、使用した日時や農薬名、散布量、また散布した植物名と病害虫名等を記帳して、次回の病害虫防除の参考にしたり、問合せ等に回答できるように、5年間をめどに保存しておきましょう（参考：別紙使用実績報告書）。

また病害虫生息状況調査結果も、同様に保存しておきましょう。

キ 子ども等への配慮

子どもは植物や土に触れる機会が多く、その手をなめる行動も観察されています。また子どもは、好奇心が強く、狭い場所に侵入したり、物珍しいものに近づく等、大人では予測できない行動パターンをとる場合があります。

また、発達期にある子どもは、大人よりも化学物質の影響を受けやすいと考えられています。

農薬の使用にあたっては、極力子どもが散布場所に近づかない時間帯や時期（学校なら長期休暇中等）に実施しましょう。

妊婦や病人は、化学物質による影響が大きく出る可能性があるため、子どもの場合と同様に薬剤の使用について配慮が必要です。

ク 業務委託

業者等に防除を委託する場合は、別添の特記仕様書を参考にして発注しましょう。

ケ その他の注意事項

ア 非農耕地用除草剤は、農薬として登録を受けたものではありません。樹木等の植物管理のためには、使用できません。

イ 農薬的な効果を謳った薬剤でも、農薬の登録がなければ病害虫や雑草の防除を目的とした使用はできません。例えば、エアゾールタイプの家庭用殺虫剤の多くは農薬の登録がありません。農薬登録の有無を確かめて使用してください。

ウ 雑草防止のため、バークや木質チップ、ポリフィルム等でのマルチング、地覆植物の植え付け等で、地面を覆う方法を検討しましょう。

エ 愛知県が農薬使用について定めた「農薬安全使用指導指針」がホームページに公開されています。是非参考にしてください。

<http://www.pref.aichi.jp/byogaichu/tebiki/10sankousiryoku/10-2.pdf>

その他「農薬取締法」も一読することをお勧めします。

オ いつも同じ農薬を使用して防除を続けると、病害虫にその農薬に対する耐性ができ、その農薬では防除できなくなることがあります。成分の種類が違う別の種類の農薬と交互に使用して、病害虫に耐性ができないようにしましょう。

カ 公園、街路樹等の樹木類に対する病害虫防除の参考資料

以下の資料もぜひ参考にしてください。

・「住宅地等における農薬使用について」（平成 25 年 4 月 26 日 農林水産省・環境省通知）

https://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000881.html

・「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」（環境省）

https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri.html

・「樹木等の病害虫防除に関する手引き」（公益社団法人 緑の安全推進協会）

<http://www.midori-kyokai.com/pdf/jyumoku-tebikiB.pdf>

○散布前の「PR 看板」記載例

薬剤散布 前 のお知らせ	
散 布 の 目 的	〇〇〇に発生した 病虫害（〇〇〇〇） 駆除のため
散 布 日 時	平成〇〇年〇月〇日 午前〇時～〇時
次の場合、散布を延期・中止します。 ・雨がふっている ・雨の予報が高確率である ・強い風が吹いている 延期後の散布予定は、平成〇〇年〇月〇日 午前〇時～〇時	
薬 剤 の 種 類	〇〇乳剤（〇〇〇系殺虫剤）
希釈倍率・散布予定量	〇〇倍希釈液 約〇〇〇リットル
注意事項 めまい、吐き気、頭痛などの症状がでる可能性があります。 散布場所に近づいて気分が悪くなった場合には、離れて新鮮な空気を吸いましょう。	
施 行 者	〇〇造園 担当者：〇〇 TEL 〇〇〇－〇〇〇〇
発 注 者	〇〇管理事務所 〇〇係 TEL 〇〇〇－〇〇〇〇

○散布中・散布後の「PR 看板」記載例

薬剤散布（中・後）のお知らせ	
散 布 の 目 的	〇〇〇に発生した 病虫害（〇〇〇〇） 駆除のため
散 布 日 時	平成〇〇年〇月〇日 午前〇時～〇時
薬 剤 の 種 類	〇〇乳剤（〇〇〇系殺虫剤）
希釈倍率・散布量	〇〇倍希釈液 約〇〇〇リットル
注意事項 めまい、吐き気、頭痛などの症状がでる可能性があります。 散布場所に近づいて気分が悪くなった場合には、離れて新鮮な空気を吸いましょう。	
施 行 者	〇〇造園 担当者：〇〇 TEL 〇〇〇－〇〇〇〇
発 注 者	〇〇管理事務所 〇〇係 TEL 〇〇〇－〇〇〇〇

平成〇〇年〇月〇日

薬剤散布のお知らせ

〇〇〇に発生した病虫害（〇〇〇）駆除のため、
平成〇〇年〇月〇日午前〇時～〇時頃に
〇〇乳剤（〇〇〇系殺虫剤）
〇〇倍希釈液 約〇〇〇リットルを散布します。

次の場合、散布を延期します。

- ・雨がふっている
- ・雨の予報が高確率である
- ・強い風が吹いている

延期後の散布予定は、平成〇〇年〇月〇日午前〇時～〇時

施行については、十分注意して実施しますのでよろしくお願い
いたします。

人によっては、めまい・吐き気・頭痛などの症状がでる可
能性があります。散布前後は、窓を閉め、洗濯物などを干さない
ようにお願いします。

また、散布中は施行区域内に入らないようにして下さい。

ご不明な点があれば、下記までご連絡下さい。

施行者：〇〇造園 担当者：〇〇

TEL 〇〇〇－〇〇〇〇

発注者：〇〇管理事務所 〇〇係

TEL 〇〇〇－〇〇〇〇

薬 剤 使 用 実 績 報 告 書 (記入例)

平成 年 月 日

委託業務名:

履行期間:

受託場所:

受託人:

メーカー名は不要

単位は任意
本・m・m²など

原液の使用量

実際の散布量

No.	業務指示日	使用月日	使用時間	使用場所	商品名	種 別 (該当するものを ○で囲む)	対象植物名	対象数量	病害虫名	薬剤使用量	希釈倍率 (倍)	散布量 (L)	備考
例1	○月○日	○月○日	AM○時～○時	○○通○○町地 内	トレボン乳剤	虫・菌 展・他	アメリカフウ	8 本	アメリカシロヒトリ	0.02 L	2000	40	
例2	○月○日	○月○日	AM○時～○時	○○公園	バシレッツクス水和剤	虫・菌 展・他	サザンカ	2 m	チャドクガ	0.02 kg	1000	20	
例2					グラミン	虫・菌 展・他				0.002 L	10000		
1						虫・菌 展・他							
2						虫・菌 展・他							
3						虫・菌 展・他							
4						虫・菌 展・他							
5						虫・菌 展・他							
6						虫・菌 展・他							
7						虫・菌 展・他							
8						虫・菌 展・他							
9						虫・菌 展・他							
10						虫・菌 展・他							

混用時・展着剤は商品名・
薬剤使用量・希釈倍率・備
考のみ記載する(他は空欄)

混用時・展着剤は同じ番号

植物病虫害防除特記仕様書（例）

本仕様書は、〇〇（場所）で植物の病虫害防除を実施する場合に適用し、「名古屋市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基本指針」、「農薬・殺虫剤等の適正使用マニュアル（屋外 農薬編）」及び「〇〇仕様書」に定めるほか、下記によるものとする。

1 病虫害の防除方法について基本的な考え方

植物の病虫害防除に当たっては、まず薬剤を使用しない防除方法（害虫の捕殺もしくは被害部の除去等）を検討・実施すること。やむを得ず薬剤を使用する場合は、本仕様書を遵守し、適切に施行すること。

2 病虫害の調査について

- （１）病虫害の発生状況調査について、本市監督員が調査の指示した場合は、指示か所周辺についても調査し報告すること。
- （２）調査で被害の発生が確認された場合は、速やかに本市監督員に報告するとともに指示を受けること。

3 病虫害の防除について

- （１）本市監督員が防除の指示をした場合は、まず、害虫の捕殺もしくは被害部の切除など、薬剤を使用しない防除を行うこと。
- （２）薬剤を使用しない防除方法では効果がないと考えられる場合など、薬剤による防除がやむをえない時は、事項４以下の方法に従うこと。

4 薬剤について

- （１）使用する薬剤については、本市監督員の承諾を得て使用すること。
- （２）使用する薬剤の選定にあたっては、より安全性に配慮した薬剤を優先すること。
- （３）使用する前に、薬剤の適用植物種や適用病虫害及び希釈倍率等の薬剤の使用基準を確認すること。
- （４）薬剤を使用して病虫害防除を行ったときは、別添の「薬剤使用実績報告書」を速やかに提出すること。

5 薬剤散布について

- （１）散布を行う場合、必要最低限の散布量とすること。また、風向きや風の強さに注意するとともに、飛散を抑制するノズルの使用や噴霧圧の調整、飛散防止ネットの活用等により、薬剤の飛散防止に努めること。
散布後、残った薬剤については適切な処理をすること。
- （２）散布前には、本市監督員が指示する方法により、周辺住民・通行者・利用者等に対して周知すること。周知については、現場状況、緊急度を考慮して、口頭・PR 紙配布・PR 看板設置などの方法で実施すること。特に、農地や小学校等の付近で散布を行う場合は一層配慮すること。
- （３）散布中及び散布後には、必ず現場に①散布の目的②散布日時③薬剤の種類④施行者⑤発注者等を明記した看板を設置すること。

6 その他

疑義が生じた場合は、その都度、本市監督員と協議の上、その指示に従うこと。